

第 226 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 8 年 2 月 16 日（月） 14:59～16:13

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

津谷 典子、西郷 浩、 會田 雅人、久我 尚子、後藤 玲子、佐藤 香、菅 幹雄、
富田 敬子、長谷川 秀司、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【臨時委員】

小西 葉子、清水 千弘、松下 東子

【専門委員】

川崎 玉恵

【幹事等】

総務省政策統括官、総務省統計局長、総務省統計調査部長
内閣府経済社会総合研究所次長、内閣府大臣官房政策立案総括審議官
農林水産省大臣官房統計部長、日本銀行調査統計局参事役、
東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長
政策統括官（統計制度担当）：阿南総務省大臣官房審議官
植松統計企画管理官

4 議 事

- (1) 前回答申の今後の課題対応「民間給与実態統計調査」
- (2) 前回答申の今後の課題対応「農業経営統計調査」

5 議事録

○津谷委員長 ほぼ定刻となりましたので、ただいまから第226回統計委員会を開催いたします。

本日は、白塚委員が御欠席です。

本日の議事は、次第にありますとおり、前回答申の今後の課題への対応について、関係省庁から御報告いただきます。また、会議の時間を短くするため、事務局による資料の説

明は省略させていただきます。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者の方々などにおかれましては、御発言の際には必ず、資料名、ページ番号を頭にお示しいただきますようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

スムーズな会議運営に向け、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○津谷委員長 それでは、議事に入ります。国税庁の民間給与実態統計調査については、前回の統計委員会答申時において今後の課題を付しておりましたが、その後検討が進められたことから、本日、検討結果をここで御報告いただけるということです。

それでは、総務省政策統括官室及び国税庁から、御説明をお願いいたします。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（経済統計担当） 総務省政策統括官審査官室の越です。まず、私から経緯も含めて御説明をさせていただきます。

民間給与実態統計調査につきましては、昨年9月に、軽微な事項に該当するものとして、報告を求める事項の変更を行いました。具体的には、令和7年度税制改正において創設された特定親族特別控除に係る記入欄を追加する一方で、時限措置であった令和6年分所得税の定額減税に係る記入欄を削除するという変更を承認しております。

この承認の際、前回答申における今後の課題への対応状況を総務省で確認しており、前回答申、これは平成31年3月になりますが、大分時間も経過しているということで、その取組状況につきまして統計委員会にこの度御報告させていただくものです。

それでは、詳細につきましては、調査実施者である国税庁から報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○出口国税庁長官官房企画課データ活用推進室長 国税庁企画課データ活用推進室長の出口と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

まず、現在表示されているスライドからですが、先ほど御言及がありました平成31年時の指摘事項といたしまして、7つの課題を御指摘いただいております。まず、こちらのページはまとめ、目次ということで、次ページ以下、この順番に沿いまして、それぞれの指摘事項と対応について御説明させていただきます。

では、スライド2ページに進ませさせていただきます。まず、御承知おきの先生方が多いかも分かりませんが、一旦、民給の概要の御説明をまず簡単にさせていただきます。民間給与実態統計調査、通称「民給」と呼ばさせていただきますが、こちら国税庁が所管しております唯一の基幹統計調査となっております。

調査の目的の欄ですが、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別等を明らかにいたしまして、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討等の資料とするということを目的としております。

調査実施機関、私どもが所属しております国税庁長官官房企画課となっておりまして、統計の作成部局は我々ですが、調査関係書類の発送ですとか、その回収、またはそのデータ化、こういったところは民間事業者に委託をさせていただきます進めている調査と

なっております。

報告者数及び選定方法の欄ですが、報告者数約2万7,000事業所となっております。こちらの母集団は約350万事業所ということで、こちらは所得税の給与の源泉徴収の義務がある事業所を母集団といたしまして、そこから2万7,000事業所を抽出させていただいております。

選定方法の部分です。私どもで把握しております源泉徴収義務者の名簿、こちらを基にいたしまして、国税局、これは地域別ですが、従業員数といったことによって、まずは標本事業所を層別に抽出、その上で、その抽出された事業所の中におきまして、さらに標本給与所得者を抽出するという形で、2段階の抽出をして調査を行っております。

調査事項、こちらの表に掲げておりますとおりですが、給与の金額や税額等の調査というところになっておりまして、本調査の実施は毎年1回、調査の実施期間が1月上旬から2月末ということで、現在まさに調査中という時期になっております。

この後、未回答事業所への回答について督促、こういった作業をおおむね6月頃まで実施させていただきまして、最終的には、9月末を目指してe-Statないし我々国税庁で公表させていただくという形で例年進めております。こちらが調査の概要となります。

それと、指摘事項に入る前にもう一つ、次の第3スライドです。国税庁所管統計の整備に関する検討会について、簡単に御紹介をさせていただきます。私どもは令和3年7月に、外部有識者の方、今、表示されておりますが、こちらの方を委員といたしまして、民給をはじめとした我々が所管します統計の見直し、こちらに関する検討会を設けさせていただいております。これまでに計8回議論を重ねていただいております。

民給につきましては、令和5年6月までにその議論は一旦終えまして、令和5年9月末に公表された令和4年分調査から見直し後の復元推計手法を適用した公表というのを行っております。

この検討会自体、民給だけではなく、その他統計も扱っており、業務統計となりますが、会社標本調査、こちらの見直しについて議論させていただいている状況です。

今後は、民給をはじめとしました私ども国税庁の所管統計は、見直し等々の議論について、こちらの検討会で議論・検討を行い、その結果を反映していきたいと考えております。

続きまして、4スライド目、こちらから平成31年統計委員会でいただきました指摘に対する対応の説明を始めさせていただきます。

まず、指摘事項の1つ目です。標本設計の抜本的な見直しについてということで、当時の御指摘は、利活用目的を踏まえた目標精度、こちらを先に設定した上で、その達成に必要な標本数を確保するための抽出率を定めるべきであると、そういった形で標本設計の抜本的な見直しに向けて検討することと指摘をいただいた項目です。

本件につきましては、平成31年の指摘の後の変化といたしまして、1つは、令和元年分調査から抽出率の変更を行い、また、令和4年分調査から復元推計手法の見直し、こちらの適用を行っております。この検討の際にも、まさに標準誤差率の部分は議論にもなったわけですが、先生方からの御意見につきましては、見直しに当たり、標準誤差率を評価した上で見直しの是非を判断することが重要というような御意見を頂戴して、その手法を評

働してきたというところです。

本統計、給与の金額のほか、給与階級別の所得控除額など、所得税額の計算に必要な項目を調査しております。この調査はメインユーザーが税収の見積りになってまいります。そういったこともありますので、ある意味、現在の結果精度を目標として、当面は現在の調査のスタイルというのを継続させていただきたいと考えております。

この4スライド中のグラフについて若干御説明いたしますと、スライド中の折れ線グラフが、1つは点ですが、3つの色に分かれております。1つは一番左下の方に赤色の点、折れ線グラフの1つの点が表示されておりますが、こちらが令和元年分調査におきまして行いました抽出率の変更前の標準誤差率の表示。また、下の段になりますが、オレンジ色の線、こちらが抽出率の変更後の標準誤差率。そして、最後、青色のところは令和4年分調査からの復元推計手法の見直し後ということで、赤、オレンジ、青の順に現在の調査のスタイルに従った標準誤差率を表示させていただいているという状況です。

御覧のとおり、令和4年度調査から現在の調査方法、復元推計手法になっておりますが、この際に標準誤差率は上昇しているという状態にあります。

今後、民給につきましては、この後の議論にもありますが、行政記録情報の活用や、報告者の負担の見直しと軽減、こういったものを念頭に置きました標本設計の見直しや、こういったことを検討していくことにしており、標準誤差率が上昇することを含めて、今後の検討課題というふうに引き続き認識したいと思っております。

次の第5番目のスライドです。こちらは調査における労働者の区分のところ、指摘事項の2つ目としまして、労働者区分等に関するガイドラインの適用、こちらの適用につきまして速やかに検討することと御指摘をいただいております。

本件につきましては、令和3年分の調査より、これまで民給の上では正規・非正規というのを、ある意味、我々独自の区分を置いていたわけですが、ガイドラインに従う形で、正社員と正社員以外という形で表記のとおり区分をすることで、既に調査に反映しております。こちらのスライドは以上です。

スライド番号6番、指摘事項の3つ目に行かせていただきます。こちら集計事項の充実についての御指摘ということをいただいております。御指摘いただいた内容自体は、この調査結果の利活用のニーズ等を勘案したところで、年収1,000万以上の給与階級区分の細分化や、非正規・正規、あとは男女別等の集計事項の充実について検討することと御指摘をいただいております。

まず、そのうち正規・非正規等の社会的なニーズの反映につきましては、本調査は事業所を聴取対象としておりまして、この調査の特性上、複数の事業所に勤務されているような方、簡単に言えば、主たる勤務地があって、さらに副業があるですとか、そういった方におきましては、二重に両方の事業所から調査結果が上がってくるような形となっております。

このような形で複数の事業所で勤務する者は年々増加しているという状況にあり、その結果が、他統計の労働者数との乖離ですとか、副業という概念からいきますと、勤務時間や給与額が少ないということも想定されますので、そういったことを合算することによっ

て、平均給与額の押し下げ傾向が広がるのではないかと、当時このような形で御意見いただいたところ です。

そこを反映いたしまして、令和2年分調査から、複数の事業所で勤務する者、これは所得税の徴収上も、「乙欄適用」という呼び方をしますが、区分がありますので、これを区分した統計表の作成・公表をさせていただいているという状況になっております。

こちら乙欄適用者の状況、このグラフ内にありますが、御議論いただいたまさに平成31年当時は、乙欄適用については、平成の時代にかかなり高い割合で増加をしていった状況にあったわけですが、その当時と比較しまして、現在一番近いところの直近の実績とかを見ますと、ほぼ横ばいぐらいになっていますので、副業など目の前で急増していったという状況にはならないわけですが、平成の時代の変化を平成31年当時の指摘ということで反映させていただいたものとして、現在のような区分で公表させていただいております。

また、もう一つの御指摘と申しますか、年収1,000万円以上等で給与階級の区分を細分化できないかということや、あとは、雇用形態や男女別等での集計事項、こちらを充実できないかということに関しましては、例えばですが、給与階級1,000万超というゾーンに入りますと、私どもの調査の中でいけば、給与所得者全体から言って、5%あるいは6%ですとか、もともとそれぐらいしか母数がない状況になってまいります。

そういった中でさらに細分化をしてまいりますと、現在の標本設計の中ではやはり細分化による精度への懸念というのがあり、現状は実現できていないという状況です。

今後の民給につきまして、先ほども少し言及しましたが、行政記録情報の活用等の論点がありますので、こういった見直しの中で、より高階級の方でも細分化できるのではないのか、雇用別、男女別等の集計事項、こういったことにつきましても検討対象にしていきたいというふうには考えております。

では、スライド7枚目、次のスライドに移らせていただきます。指摘事項の4つ目といたしまして、標本抽出の実態把握や類似統計との差異に関する検証ということの御指摘でした。類似する統計調査等々で正規・非正規別の割合が我々の調査と異なると、差異が生じているとの御指摘もあったことから、源泉徴収義務者の方に、基本的にはその自らの事業所内でさらに給与所得者を抽出する、そういったところで恣意性が生じていないか等の実態把握や、類似統計との差異に関する検証・改善を検討という御指摘をいただきました。

まず、標本抽出の実態把握についてですが、まず、本調査、先ほど概要の中でも若干触れましたが、国税庁が保有しております源泉徴収義務者、この名簿から国税局や従業員数によって層別に作りまして、標本事業所を無作為に持ってまいります。その後、標本事業所の中で給与所得者を階層ごとの抽出率に基づいて無作為抽出と2段階の方法を取るわけですが、標本事業所の中におきましてどの給与所得者の方を抽出していただくか、こちらにつきましては、報告者の恣意性を排除するために、標本事業所の方にお送りしております調査書類の中で、具体的な抽出方法を案内させていただいております。

また、現在、特にオンラインで御回答いただいている方につきましては、転記ツールという形で、お手元にお持ちの情報からこちらの調査票を簡便に作成するためのツールを提

供しておりますが、このツールを御利用いただければ、給与所得者の選定の方も自動的に
行えるように仕組んでおり、結果的には、こういった仕組みを利用させていただくことで標
本事業所は問題なく標本抽出できているのではないかと考えております。

次のスライド、8スライド目に参りまして、類似統計調査との差異に関する論点です。
こちらについて我々は民給に関しましては、その調査目的が租税収入の見積り等々から給
与所得における源泉所得税の計算実態、これを把握するというのが主目的であり、そ
の点、まず一つは、報告者、源泉徴収義務という単位、源泉徴収義務者と考えるわけですが、
これが世の中におけます事業所、何らかの事業が行われている事業所ということの概
念と必ずしも一致するものではないということが1つあります。

また、いわゆる給与の概念も、我々は所得税法の定義に従ったところでの給与を認識す
るわけですが、いわゆる現金支給以外に、現物給与等の形で経済的利益が労働者に支払わ
れていれば、これは含んでまいりますし、一方で、目の前で現金は生ずるわけですが、通
勤手当のようなもの、こういったものに関しましては所得税が非課税ですので、こうい
ったものは含んでいないとか、このような違いがあり、同じように給与、賃金というもの
を取り扱う統計との間でも差異は生じてくるのではないかと考えているところです。

なお、こういった他の賃金関連統計との比較、相違に関しましては、我々のホームペー
ジでも掲載させていただいております。

スライドをめくらせていただきまして、スライド9番目になります。オンライン調査の
さらなる推進ということで、指摘事項の5つ目としまして、オンライン調査をさらに推進
することというふうに御指摘をいただいております。

まず、我々、オンライン調査の推進のためということで、前年分の調査でオンライン回
答いただいている事業所に関しましては、翌年、調査対象として送付する際に、そもそ
も紙の調査票は配付しておりません。その上で、当然ながら、民給への御協力をお願いしま
すという御案内は送るわけですが、そこにオンライン調査、オンライン回答の御案内をお
送りするという形で送らせていただいております。

それから、先ほど少し転記ツールという御報告をさせていただきましたが、当然ながら、
実際に事業所が調査に回答する際の御負担というのもあります。私ども転記ツールとい
う形のを導入させていただいております。実際オンラインで提出する方の9割ほど
は御利用いただいているという状況です。転記ツールがどのようなものかにつきましては、
この後の指摘事項の中に併せて説明をさせていただきます。

このような状況、結果としてオンライン利用率は順調に伸びていると思っております。
一方で、こちら資料上のグラフを見ても明らかなように、従業員数が多い階層や企業本社
のようなどころから見れば、8割、9割というオンライン利用率が出てくるわけですが、
従業員数の少ない低階層におきましては、いまだ5割に満たずというところもありますの
で、引き続きオンライン利用に関する勧奨は継続していきたいと思っております。

スライド10番に行かせていただきまして、指摘事項の6つ目になります。こちらが先ほ
ど少し申し上げました転記ツールに関する御説明になります。指摘事項の6といたしまし
ては、行政記録情報の活用などによる報告者負担の軽減ということで、こちらの調査の中

では、本調査結果の直接的な活用を含め、K S Kシステム、我々の部内で利用するデータの蓄積のシステムがあるわけですが、こちらの情報の活用などによって報告者負担の軽減を検討することという御指摘になっております。

本件につきましては、まず、これは大前提になりますが、確定申告をいただいた方はいいのですが、給与所得者、多くの場合、企業の中の年末調整等々で税務処理が完結をいたしますので、そのような方に関する従業員ごと、給与所得者ごとの詳細なデータを我々実は網羅的に把握しているわけでは、そもそも保有しているわけではありません。

何があるかといいますと、各事業所は地方自治体の方に各従業員別の情報を報告する必要がありますので、私ども民給の方では、地方自治体に報告するためのデータ、この控えが事業所には当然残っているわけですので、こちらを使って民給の調査票を記入することができるという形、これを転記ツールと呼んでおりますが、そういったものを御提供させていただいております。

まずは、目の前、これによって、もともと事業所が持っていらっしゃる情報を活用して、一部補完的に情報を書いていただく部分もありますが、調査票のおおよそのデータにつきましては簡便に作成ができるという状況です。

ただ、今後の話といたしましては、既に税制改正は終わっておりますが、令和5年度税制改正というのがありまして、令和9年以降になります。先ほど私が述べました各事業所が市町村へもともと申告義務がある給与の支払い報告の状況というのが、国税にも地方自治体から連携をされてくるという見込みになっております。これによって、我々が保有している行政記録情報の方が、令和9年以降、現在と劇的に状況が変わると見込んでおり、まさにこの抜本的な状況変化を捉えて、今後、もちろん統計の精度向上というような議論もありますし、報告者負担の軽減ということの議論にも進めてまいりたいと考えております。

スライド11枚目、最後になりますが、指摘事項の7つ目といたしまして、無回答票の偏りに関する検証・検討という論点について御指摘をいただいております。こちらは現在、約2割の無回答票が発生している中で、こちらの結果利用にも影響を及ぼしかねないような状況にあることから、国税庁が保有するデータを活用するなどして、無回答票の偏りが生じていないかの検証、また、対応方策を検討することというような形で御指摘をいただいております。

本件につきましては、まず、民給におけます欠測値補完の実施に当たりましては、サンプルに考えれば、回収率の逆数を使用して復元していくという方法を取っているわけですが、このグラフの特に青い集団が、青で表示いただいております棒グラフでいきますが、低い階層、1層、2層という従業員数が少ない階層に関する無回答の状況ですが、同じ階層の中でも、より従業員数が少ない方が端的には無回答率が高いというような形で傾向が見られる状況になっております。これをこの階層内、同じ復元率で割り返すことによって推計結果が過大に算出されていると、こういった状況にあると私どもは評価いたしております。

そのため、先ほどの有識者検討会の中でも議論いただきまして、この課題に対応すべく、

まずは低階層、従業員数の少ない階層におきましては、階層内を分割して推計することといたしまして、さらに、同一の階層内で無回答の発生割合の差異、これを補正していくために、私どもが別途保有しております税務データから給与の支給人員を補完いたしまして、過大推計を是正するという取組をさせていただいており、こちらは令和4年分調査から適用している状況になっております。

いただきました課題に対するこちらからの説明は以上となります。

○津谷委員長 御説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御質問や御意見ございませんでしょうか。西郷委員、お願いいたします。

○西郷委員 西郷です。御説明どうもありがとうございます。

2点あります。1つは、スライドで言うと4ページのところで、まさに先ほど御説明があった標準誤差率の考え方についてですが、こちらを見ると、見直し前に比べて見直し後の方、令和元年及び令和4年見直し後の方が標準誤差率について上がっているということは、多分サンプルサイズが小さくなった、抽出率を下げたという理解でよろしいでしょうか。

それで、先ほど、この調査の場合には、標準誤差率ということを決めてサンプルサイズが後から決まるというのではなくて、もっと別の基準でサンプルサイズを決めているというお話だったと思います。この見直しの後の標準誤差率がこれで適正であるという判断の基準がどこから出てくるのかがよく分かりませんでした。

多分、前回の答申のときに質問したのは私だと思いますが、その際、通常のほかの統計調査では、標準誤差率の方を先に決めて、それに見合うようなサンプルサイズを計算して、通常の場合は、それだと予算が足りないからということで行ったり来たりを繰り返して、この予算でこの調査の場合にはこれぐらいの標準誤差率で行くというのが妥当であろうというような判断があって、サンプルサイズというのが最終的に決められるということが多いと思います。

こちらは標準誤差率という出発点のところが必ずしも明確になっていないというか、決めていないということで、私が質問したときには、最初にサンプルサイズの方が決まっていて、後から目標精度とか標準誤差率というのが決まるような設計になっているような気がしました。

それはそれで構いませんが、そうすると、今回、令和元年ないしは令和4年で見直しを行った際に、この標準誤差率で適切である、ないしは適正であるという判断の基準というのがどこから来ているのかというのが分からなかったもので、それについて説明をしていただきたいというのが1つです。

もう一つは、どうでしょうか、1つ1つ切った方がよければそうします。

○津谷委員長 国税庁、いかがでしょうか。それでは、まず、西郷委員の1点目の御質問について、お答えをお願いできますでしょうか。

○出口国税庁長官官房企画課データ活用推進室長 御質問ありがとうございます。国税庁企画課です。

委員がおっしゃるとおり、まさに前回御指摘をいただいたのは先生からの御指摘です。端的には、私ども、今現在の誤差率が何%だったらよいか、何%までは許容するということで、具体的な基準について、まだ持っておられません。

現状におきましては、ある意味、長年続けてきた調査のユーザーサイド、税込見積り等に使っている関係上、現在の調査手法ないし現在の標準誤差率の中からそう大きくずれないでくれという、ある意味ユーザーサイドからのニーズはあるわけですが、それがどれぐらいまでだったらずれないかなど、数字としては、まだ確定した議論はできておりません。

○加藤国税庁長官官房企画課データ活用推進室課長補佐 国税庁の加藤と申します。

補足になります。令和4年の見直しのときに標準誤差率が上昇しているということですが、このときにサンプルサイズそのもの見直しというのとはしておりませんで、あくまで推計手法の見直しだけをしているということです。

結果的に標準誤差率が今回上がっておりますが、これにつきましては、説明の中でも触れさせていただきましたが、実はこの民間給与実態統計調査につきましては、今後、またさらに見直しを進めていく予定です。その中で本件も含めて検証をしていきたいと考えております。

○津谷委員長 西郷委員、いかがでしょうか。

○西郷委員 分かりました。ありがとうございます。

○津谷委員長 それでは、2点目の御質問をお願いいたします。

○西郷委員 ありがとうございます。

今度は、スライドで言うと11枚目のところの無回答の処理に関して、行政情報の方から補完値を見つけてきて、それで無回答だった部分の穴埋め、インピュテーションをしているということで、もしできるのであれば是非やっていただきたいという方法だと思います。

よく問題になるのは、調査票で聞いていることと行政記録情報とが必ずしも概念的に合致していないという場合が多いということで、なかなかそれはできないということが多いような気がしますが、この場合には概念的な違いというのがなかったのかどうかということをお教えいただきたいと思います。

○加藤国税庁長官官房企画課データ活用推進室課長補佐 国税庁の加藤です。

このスライド11の我々で使った税務データというのは、我々で持っている給与所得者の数という情報、事業所ごとの数、具体的には源泉徴収義務者ごとの数ということになりますが、これと民給で対象にしている源泉徴収義務者数というのは、概念は全く一緒のものであり、そのデータを使わせていただいたということになります。

○西郷委員 どうもありがとうございます。

そうすると、次なる疑問というのは、そもそも調査しなくても分かるのなら、そのまま使ってしまう方がいいのではないかなという意見もありそうな気がしますが、その点に関してはいかがでしょうか。

○加藤国税庁長官官房企画課データ活用推進室課長補佐 国税庁の加藤です。

その点につきましては、なかなか難しい問題であり、我々が保有する行政記録情報が必

ずしもどこまで正しいのかという問題点がありまして、何の確認も経ずに、データをそのまま活用していいのかどうかという課題が残っております。

したがいまして、今回、無回答票の税務データの補完というものも、あくまで補完という意味で使わせていただいたもので、それがそのまま数字が置き換わっているということではなくて、あくまで補完という意味で使わせていただいております。

○西郷委員 ありがとうございます。

○津谷委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

そのほか御質問はございませんでしょうか。では、まず、佐藤委員、それから次に菅委員の順で御質問をお願いいたします。佐藤委員、お始めください。

○佐藤委員 佐藤です。

スライド9ページですが、オンラインの推進を進めてくださっているということがよく分かりますが、前年分調査でオンライン利用した事業所には紙は送付しないということで分かりました。概要の2ページですか、スライド2ページで、2万7,000事業所を無作為抽出しているということですが、これは多分、そうすると母集団に対して0.8%とか、毎年抽出しないということでしょうか。

○出口国税庁長官官房企画課データ活用推進室長 国税庁の企画課です。

毎年、抽出は行います。特に従業員数が多い事業所に関しましては、毎年抽出をされる、ないしは数年に一度抽出、かなり高い確率で抽出されることにはなりますが、従業員数が1桁のように小さくなりますと、これは確率的には非常に下がってくるという状況になります。

なので、当然、翌年送らないというのはありますし、あとは、初めて送る方に対しては紙の調査票で御案内するわけですが、その中でも、オンラインをある意味強く打ち出したような形で御依頼させていただいております。

○佐藤委員 分かりました。階層によって抽出率が違ってくるので、毎年当たるところもあるということですね。分かりました。ありがとうございました。

○津谷委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、次に菅委員、お願いいたします。

○菅委員 菅です。

10ページの行政記録情報の件ですが、これは大変興味深い試みで、素晴らしいアイデアだと思います。解釈をめぐって教えていただきたいのですが、これは市町村に報告者が提出したデータと同じ形式と内容のものを報告者が出している訳なので、行政記録ではないのではないか。つまり、あくまでも個人の情報であって、ただ、行政記録と形式と内容が完全に一致しているという、そういう理解でよろしいでしょうか。行政記録の転用というか、言い方としては転用ですが、そのものの移動ではないから法的な問題がない、そういう理解でよろしいでしょうか。

○出口国税庁長官官房企画課データ活用推進室長 全くそのとおりです。それが令和9年以降の状況になってきますと、我々の行政記録情報という形でも同じものが入ってくるというふうに状況の変化が起きるということです。今、目の前は、完全にこれは納税者自身

が保有しますプライベート、民間企業が保有する情報です。

○菅委員 非常に興味深いのは、このやり方を使えば、変な話ですが、例えば、行政記録の利活用というのは非常にハードルが高いわけですが、同じ形式を報告者が持っていれば、それをそのまま出すというスキームが一番法的なハードルが低いというのを実際にやっていただいたという意味で、非常にすばらしい試みだと思います。

○津谷委員長 ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。まず、長谷川委員、お願いいたします。そして続いて、松村委員にお願いいたします。では、長谷川委員、御質問をお願いいたします。

○長谷川委員 長谷川です。

確認と申しますか、御質問なのですが、西郷委員が御指摘いただいた指摘事項1の標準誤差率の上昇について、気になりまして、新しいやり方、手法が、その誤差が大きくなっているような受け止め方が可能になってしまう感じがしております。

この差というのは、復元推計手法の変更というのか、サンプルというよりは、そういうふうに認識してよろしいのでしょうか。それは具体的には、先ほど指摘事項7のところに出てきた欠測値補完、ここが主たる要因として認識してよろしいのでしょうか。確認ということで、よろしくお願いいたします。

○津谷委員長 国税庁、お答えをお願いいたします。

○加藤国税庁長官官房企画課データ活用推進室課長補佐 国税庁の加藤です。

申し訳ございません。標準誤差率は令和4年の見直しの際に上昇しておりますが、この要因が果たして無回答の欠測値補完が原因なのかどうかというところは、分かっておりません。その辺も含めて、実は民給につきましては、今後また新たに見直しを開始していく予定であり、その中で検証していこうかと考えております。

○津谷委員長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。今後の検討・検証の対象としたということですか。

○長谷川委員 ありがとうございます。よろしくお祈いします。

○津谷委員長 それでは、松村委員、どうぞお願いいたします。

○松村委員 御説明ありがとうございました。

私も菅委員が先ほどおっしゃられた行政記録情報の活用のところは大変興味深く、またすばらしい取組だと思って聞かせていただきました。やはり雇用とか賃金系の調査は相対的に回答負担が大きいので、この転記ツール等を用いて、報告者負担の軽減をしながらやっていただけるのはありがたいと思います。

2020年に、日本学術会議が「行政記録情報の活用に向けて」という提言を出され、本委員会ですと西郷委員が関わられているかと思いますが、その中でも特に税務関連の行政記録は最優先で活用を考えてほしいとされているところです。今般、9ページの下のところにも、行政記録情報のさらなる活用というのを記されているので、是非、いま一度お願いできればと思っております。

なお1点質問ですが、ここで言っている行政記録情報のさらなる活用というのは、先ほどご説明のあった令和9年以降のこと以外にも念頭に置かれているものはあるのでしょうか。

○**出口国税庁長官官房企画課データ活用推進室長** ありがとうございます。

まず一つ、目の前、民給に関して申しますと、私ども、令和9年のそもそも国が制度の仕組みとして私どもが保有するデータに変化があるというのは、まず一番大きいです。

あと、民給に限らず、私どもの統計関係なりデータ活用を考えたときに、そもそも今、納税者の方から、我々メインの情報は、確定申告や法定調書というものになるわけですが、これがそもそも電子化されているのかというのがかなり大きな関心です。

統計のために、そもそも税務申告の電子化割合みたいなものが今後もっと引き上がってくれば、これはまた、我々の活用する情報というのをまた次のステップはあるのかと思っています。今、目の前、私どもの念頭にありますのは、給与支払報告書に関する地方からの連携です。

○**松村委員** ありがとうございます。行政記録情報の活用にはいろいろと制約があって大変だとは思いますが、是非、ここにあるように、さらなる活用に向けて御努力いただければありがたいと思います。ありがとうございました。

○**津谷委員長** ありがとうございます。そのほか御意見、御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。ただいま御説明をいただいた労働者区分等に関するガイドラインの適用や、標本抽出の実態把握や類似統計調査との差異に関する検証、そして、オンライン調査のさらなる推進や源泉徴収義務者の持つ記録情報を活用するための転記ツールの開発などによる報告者負担の軽減、そして、無回答票の偏りに関する検証や検討などについて、前回答申の際の指摘に基づいた対応が前向きに進められていると理解いたしました。これらを高く評価したいと思います。

その一方で、利活用目的を踏まえた目標精度の設定や標本設計の抜本的な見直しや利活用ニーズを勘案した集計事項の充実については、今後とも改善に向けて併せて検討を続けていくという御説明でした。

課題が付された趣旨を踏まえ、より質の高い統計の作成に向けて、見直しへの努力を今後も続けていただくようお願いいたします。本日はありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。こちら先ほどの案件と同様に、前回答申の際に「今後の課題」として示された事項への対応となります。

農林水産省が所管する農業経営統計調査のうち、水田作や野菜作や酪農といった営農類型ごとに経営実態を把握する調査の部分について、令和6年に諮問審議が行われました。それまで農林水産省の職員や調査員による聞き取りを中心に行われていた調査方法、これは他計方式ですが、それを抜本的に改めて、民間委託による自計調査への調査方法の変更が導入されました。

この変更の大きさを踏まえ、その際の答申において、「民間委託による調査結果への影響を検証し、調査の実施状況とともに、統計委員会への報告を求める」という旨の課題が付されました。本日の御報告は、この課題への対応についてです。

また、この営農類型別の経営調査につきましては、本日の御報告後、農林水産省による調査計画の見直しを経て、本年秋に変更の申請が予定されております。つまり、本日の御

報告は、次の諮問に向けて、早いタイミングで、統計委員会として意見や提案を直接伝える貴重な機会となるものです。そのことを踏まえて、御説明をお聞きいただければと思います。

なお、本件は諮問される際には産業統計部会に付託される案件ですので、本日は、産業統計部会所属の臨時委員、専門委員の方々にもオンラインで御参加をいただいております。

それでは、農林水産省から御説明をお願いいたします。

○道菅農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省統計部経営・構造統計課長の道菅と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして、営農類型別経営統計の令和6年調査の実施状況・検証につきまして、ポイントを御説明させていただきたいと思っております。

なお、当委員会からは、今回導入いたしました民間事業者による調査と、それから従来と同じ地方農政局等による調査、これらを比較した検証も必要と、こういった御指摘もいただいているところです。

この点につきましては、この2つの方法での調査、そもそも対象となった客体の基本的な属性がかなり異なっていることなど、比較する上で難しい制約もあります。こういったことで、まず、今回のこの御報告におきましては、民間事業者が実施した調査、そこに焦点を絞って整理した内容を御報告させていただきたいと思っております。

まず、1ページですが、本調査の概要です。この調査、水田作、野菜作といった営農類型別に1経営体当たりの経営収支を把握するもので、赤字で囲った部分にありますとおり、令和6年調査から約3,400客体は民間事業者が調査を実施し、原則、客体御自身で調査票への記入・送付をするよう変更したところです。

2ページを御覧ください。民間事業者による調査、その実施体制についてです。まず、ここでは、「①事務局」が全体のマネジメントを行いまして、我々農水省とかなり密に連絡・調整もしながら調査を進めてきたところです。

その上で、調査の開始前から回収までは、客体に電話をかけて案内や督促を行う「②オペレーター」、逆に、電話を受けて調査票記入、問合せなどに答える「③客体サポート担当」、さらには、客体を訪問して回収などを行う「④全国の調査員」、こうしたスタッフを配置しつつ、調査票の回収後は、「⑤とりまとめ担当」が審査や疑義照会、補完についてですが、ここで言います補完は、一人一人の客体の方に電話をかけて、内容を確認しながら記入漏れを追記したり、あるいは誤っていた部分を修正したりするものですが、そういった業務を行いました。

3ページを御覧いただきたいと思っております。続きまして、こちらは回収率を上げるための具体的な取組です。まず、この調査への協力要請、さらには調査開始の電話、問合せ対応、訪問回収、リマインドはがき、こういった取組を重ねまして、締切り後も電話、訪問、はがきによる督促を行い、結果、締切りの時点での回収率が66.2%、最終的には94.0%と、十分な回収率を確保できたと思っております。

他方、一定数の方の回答拒否がありましたので、今後も、調査客体の方々へのアプローチの仕方、伝え方について更に工夫をしながら、確実な回収を図っていきたいと考えてお

ります。

これに関連して7ページ、8ページに参考資料がありますので、少しそちらを御覧ください。7ページ、こちら参考1ですが、ここでは電話での問合せ、どのような内容があったかを整理したものです。

まず、電話をかけてきた502客体について、これは調査票配布数全体の15%ほどになりますが、その約3分の1程度が調査票への記入の仕方に関する照会でした。さらに、その内容が右側にありますが、単純に決算書類から転記できないような調査項目を中心として、こういったものはカウントしていいのか、書くとすればどこに記載するのか、そもそもデータが無くて記入できないといった内容が多く見られたところです。

続いて、8ページです。こちらは時系列で調査票回収の進捗とそれから督促などの取組を整理したものです。今回、締切りが客体によって4月末と6月末に分かれていましたが、ほとんどの客体は4月末が締切りとなっております。

その上で全体の推移としましては、まず、4月中旬に最初のリマインドはがきを送付しまして、その時点では回収が半分程度、さらに、締切りを間に挟んで1か月後に督促の電話を始めまして、その時点で約7割。さらに1か月後、今度は訪問での督促を始めまして、その時点で大体8割。さらに1か月後、今度は改めて督促のはがきを送ることを進めまして、最終的に94.0%まで回収率を引き上げてきたという、そういった経過になります。

また4ページへ戻っていただき、続きまして、こちらは回収した後の審査・補完の取組についてです。回収後、まず、民間事業者が、記入漏れや、回答値と回答値の間に不整合がないか等、そういったことの審査を行い、さらに農林水産省がダブルチェックを行った上で、民間事業者が客体の方に疑義照会を行って、回答値の記入漏れの追記等々を行ったところです。

この結果、調査票を回収した3,149客体のうち、大部分の客体には何らかの疑義照会を行いまして、最終的な有効回答率、これは調査票を回収して審査・補完を行って、その方の調査票の全ての調査項目を問題なく埋めることができ集計に用いることができた調査票の客体の数ですが、この有効回答率が91.2%と十分な水準を確保できたと考えております。

ただ、こちらにつきましても、民間事業者の審査・疑義照会の中では見落とししてしまったところもありましたので、今後、さらにその審査・補完能力の向上に向けまして、審査項目や研修等の充実などに務めてまいりたいと思っております。

これにつきましても、9ページ、10ページに参考資料を準備してあります。まず、9ページ、こちら参考3ですが、ここでは、客体から報告された段階の調査票の質として、調査項目ごとの記入漏れ・誤りがどのぐらいあったかをお示ししたものです。

ここでは、まず、審査・補完後の最終的に集計に用いた客体数、これが3,055客体になるわけですが、その3,055客体に対してそれぞれの調査票の記入箇所数を掛け算して、延べ記入箇所数を計算しています。この延べ記入箇所数に対して、記入漏れの追記や修正などを行った延べ補完箇所数がどれだけあったかを整理しておりますが、これを見ますと、一番下、トータルで見ますと、述べ記入箇所数の約2割に何らかの補完がされ、このうち4分の3程度が記入漏れであったという状況です。

続きまして、10ページ、参考4ですが、こちらは営農類型別の回収率、有効回答率及び回収形態等を整理したものであり、右側から、オレンジが回収できなかったもの、次の細かいグレーの部分が回収後に必要な補完ができずに集計除外となったもの、そして、真ん中の広い赤い部分が何らかの補完を行って集計したもの、最後に、一番左の青い部分が何も補完が必要なかったもの、それぞれの割合を示しております。

さらに、左側に赤い枠で、調査員が訪問し聞き取りを行って調査票を埋めた割合、緑の枠で、オンラインで提出された割合も整理しております。

実際の数字については11ページの方で整理をしておりますので、また後ほど御覧いただければと思いますが、全体を俯瞰いたしますと、下の方の畜産関係の営農類型において、そもそも客体数が畜産の関係はかなり少ないですので、なかなかこれをもって明確な傾向というのは言い難いところはあると思いますが、少し調査拒否が相対的に多いという印象は持っているところです。

この点についても、こういった要因があるのかいろいろ調べてはみましたが、特段の要因と言えるようなこともありませんので、あえて申し上げるとすれば、畜産の関係は、経営者の方々、従来から、どうしても家畜伝染病の懸念がありまして、自分のところに外部の方が入るのに抵抗感を示されるということもありますので、こうしたことも1つの背景になっている可能性はあるというふうに推測しているところです。

5ページの方にお戻りください。ここまで御説明をしました実施状況を踏まえまして、農林水産省としての評価を整理しております。

まず、民間事業者が今回必要な体制を構築しまして、督促、審査等々、こういったことを行うことで統計品質を確保できる有効回答率となったこと、さらに、民間事業者自らの力で実査をほぼ完結することができたこと、加えまして、彼らがもともと有していたそういったノウハウなどによって業務を円滑に進めることができたということで、全体として特段の問題は生じていないと私どもは評価をしているところです。

一方で、一層の工夫、民間事業者の能力向上、こういった余地もあると考えておりますので、特に令和9年調査には、標本替えもありますので、今後7年、8年の調査でのレベルアップ、当然、私ども農林水産省によります事業者の支援、引き続きしっかりこれを行っていきたいと考えております。

続きまして、6ページになりますが、最後に、今回のこの調査結果に関しまして、水田作、畑作、こういった区分別に、そして年次的に目標精度と実績精度を比較してあります。

これを見ますと、黄色の部分は実績精度が目標精度を下回ったところですが、この表の一番下で計算をしております実績精度が目標精度を下回った区分の割合、今回の6年調査の実績精度は、近年と比較しましても全体として遜色のない水準であったと評価しているところです。

この調査結果の検証に関しても、12ページ、13ページを御覧いただきたいと思っております。この12ページでは、水田作、畑作等の区分別に、真ん中にオレンジで「R5-R6」という欄がありますが、ここで令和5年調査から6年調査にかけての実績精度の変化を書いております。赤字が下がったところで、黒字が上がったところですが、これをまず並べつつ、

青い列で6年調査での有効回答率や新規標本割合、これを並べて見ております。これを見たところ、実績精度の今回の変化、ものによって赤字だったり黒字だったりしますが、それらとの間で特段の連動は観察されなかったと思っております。

最後に、13ページです。こちらでは、5年の調査と6年の調査で調査結果の農業粗収益や農業経営費の増減がどうなっているのか、それと併せて、一番右ですが、農業物価指数、これは農林水産省で別途調査をしております農産物の販売価格や肥料等々それぞれの生産資材の価格の指数なのですが、それらの動きがどうなっているかを並べているものです。

こちらを見ますと、通常、農業粗収益や農業経営費は、物価が変動するとかなりその影響を大きく受けるわけですが、今回、この粗収益ですとか農業経営費の数値の動きとそれらに対応した物価指数の動き、さらに、表の一番下に1経営体当たりの経営耕地面積が少し増加している、こういったもろもろのそれぞれの数値の動きを見たときに、特段違和感のある調査結果にはなっていないと私どもは捉えております。

私どもからの説明は以上です。

○津谷委員長 御説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告について、何か御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、西郷委員、お願いいたします。

○西郷委員 西郷です。御説明どうもありがとうございます。

今回御報告がなかった点についての質問というか、要望ですが、スライドの1ページ目で、調査系統に、本報告の対象ということで、3,400客体についてどういう特徴があったかという御報告を今日していただきましたが、むしろ、3,400客体と1,100客体と、先ほど、性質が全然違うものなので直接的な比較は難しいということでした。調査のモードが違うことによって、回答にそれがどういう影響を及ぼすかという検証は、是非やっていただきたいと思っています。

例えば、菅委員が御専門の統計的マッチングという方法があって、調査モードのAと調査モードのBとで大体同じような人を集めてきて、両者の差がどれくらいあるのかなど、そういうマッチングという手法が、今は比較的手軽、手軽というところとちょっと語弊がありますが、昔よりはやりやすい形で、たとえAというグループとBというグループとで全体的に差があったとしても、その差をうまく調整するような方法も開発されております。

幸いなことに、菅委員もそうですし、あと川崎専門委員も御専門です。あるいは、農林水産省だと、たしか数理官の方がおられると思います。ですから、そういう方々の知恵を借りれば、たとえ調査モードが違う客体、調査モードの違いによって客体に相当差があるという場合でも、擬似的な比較はできると思いますので、是非それは検討していただきたいと思っています。

以上です。

○津谷委員長 ありがとうございます。農林水産省、お答えをお願いいたします。

○道菅農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 今おっしゃられたこの分析について、従前から先生方のほうからも問題意識として伺っております。今、委員からのお話、御提案、アドバイスいただいたようなやり方も含めて、よく検討させていただきたいと思

います。

○津谷委員長 西郷委員、よろしいでしょうか。

そのほか御質問、御意見ございませんでしょうか。松下委員、お願いいたします。

○松下臨時委員 シンプルな質問ですが、7ページ目です。すごく何段階にも手厚くケアをいただいているということ、非常に精度のところは安心しております。

7ページ目の電話による照会ですが、補完に関しては、補完の可否の比率という内容が後ろの方であったかと思いますが、分かりませんと言ってお電話をかけてこられて、民間事業者の回答によって解決した割合や離脱してしまった割合、ないしは調査員の民間調査員の方にエスカレーションした割合などが、そんなようなところが、もしデータでなくても感覚としておありであれば、御共有いただければと思います。

○津谷委員長 農林水産省、これについて何か情報をお持ちでしたら、お答えをお願いいたします。

○道菅農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 民間事業者で当然いろいろな対応記録、データとして残しておりますが、データの格納の状態として、こういった形で定量的にということの御説明は、例えば、問合せがあつて離脱した人の数などですが、なかなか難しいです。

○松下臨時委員 そうですね。「もう分からないから回答をあきらめる」というような客体などはありますか。

○道菅農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 どのぐらいの方がいるのかということですか。

○松下臨時委員 あとは、尋ねられてお答えできなかった質問などはありますか。

○道菅農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 答えられなかったということですか。

○松下臨時委員 民間事業者が回答しきれなかった質問ということですか。

○道菅農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 なかなか、答え切れなかったという場面というのは恐らくそんなに多くはないのかと思います。といいますのは、我々は、民間事業者とかなり密に連絡を取っていましたので、これどう答えればいいのか分からないなどがあると、全部こちらに聞いてきます。それで、そういう場合はこう答えましょうということやっておりましたので、回答できませんというものはなかったと思っております。

○松下臨時委員 そのお答えがお聞きしたかった内容です。ありがとうございます。

○津谷委員長 そのほか御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

これについては、前回の統計委員会の後、委員の皆様からいろいろな御質問、御意見をいただいたところです。

それでは、最後に私からコメントをさせていただきたいと思います。本日、御説明をいただいた農業経営統計調査は、農林水産省が実施する調査の中でも、職員や調査員への依存度が最も高い調査の一つです。しかし、その一方で、統計業務を担う地方部局職員が減少し、統計調査員の確保も難しいという状況があります。

このような状況を受けて、調査の結果精度を維持しつつ、調査実施の効率化を図るとい
うバランスを取るのが大変難しい試みの舵取りが、農林水産省に託されています。前回の
諮問審議を経て行われた民間委託の導入は、このような困難な状況の下では避けられない
ものであり、本日の御報告によると、この民間委託による調査から、これまでの他計調査
と比べてそれほど遜色のない結果精度が得られたということであり、喜ばしいことである
と思います。

このような結果を得るために、農林水産省、民間事業者、そしてその他関係者の方々が
個別の事例にどのような対応をなされたのかについては、具体的な情報を持っておりませ
んが、本年秋に諮問が予定されている本調査の次の変更にあたり、5年ごとに実施される
農林業センサスに基づく標本の入替えも予定されております。ですので、本調査の準備は
特段かつ細心の注意を払って取り組んでいくべきであると考えます。

このような状況の下で必要かつ重要なことは、今後も継続して把握しなくてはならない
情報は何なのか。そして、持続可能な調査方法はどのようなものであるのかについて考え
続けていくことであると思います。前回の諮問を経て、調査方法の抜本の見直しが行われ
たわけですが、今後、どのように調査を実施していくのかについて更に検討を重ねていた
だき、折を見て、その結果を統計委員会へフィードバックしていただきたいと思いま
す。

ただ、先ほど西郷委員からも御指摘がありました。前回答申の今後の課題の一つとし
て指摘された調査方法の抜本的な変更の影響について、これは調査モードの変更の影響に
なるわけですが、この検証のための比較は難しいというお話がありました。直接的な比較
は難しいかもしれませんが、この調査モード変更の影響について、今後も検討と検証を続
けていっていただきたいと願っております。

そして、これについての情報や御報告がある場合には、今秋に予定されている諮問まで
に、委員の皆様からご意見をお伺いすることもできます。また、本年3月には、農業経営
統計調査を構成するもう一つの調査である生産費調査の諮問も予定されておりますので、
その審議の機会を捉えて、部会で御確認をいただき、その結果を委員会で御報告いただ
くなど、いろいろなやり方があろうかと思えます。

いずれにしましても、本日、農林水産省より御説明をいただいた内容、そして御質問へ
のお答えを踏まえて、もし追加の御質問や御意見があるようでしたら、事務局に御連絡を
いただければと思います。

抜本的な調査方法の変更の結果が、以前の方法と比べてそれほど見劣りのしないもので
あり、かなりの精度と回答率を確保できたことは喜ばしいことだと思います。統計委員会
としても、この調査に引き続きコミットし、農林水産省での検討状況などもお聞きしなが
ら、建設的かつ前向きな提案をしていきたいと考えております。

農林水産省におかれましても、今年秋の変更申請に向けて、ここでのやり取りや委員か
らの御意見を踏まえ、持続可能な調査計画の立案がなされるよう検討を続けていただくこ
とを期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

本日用意いたしました議題は、以上となります。

なお、本日は、令和8年度予算案等における統計リソースの状況について、総務省政策

統括官室から参考資料のとおり御報告がございました。補正予算も含めて、建議に対応する重点分野に取り組むために必要な予算等をおおむね確保できる見通しであるということであり、喜ばしいことだと思います。なお、本資料について、何か御質問や御意見がおありになるようでしたら、事務局宛てにメールにて御連絡をいただければと思います。

本日の議事録は、委員各位に御確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開するという形に代えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 事務局でございます。本日の御審議、ありがとうございました。

次回の委員会については調整中ですので、日時、場所につきましては、別途御連絡いたします。

事務局から以上です。

○津谷委員長 以上をもちまして、第226回統計委員会を終了いたします。